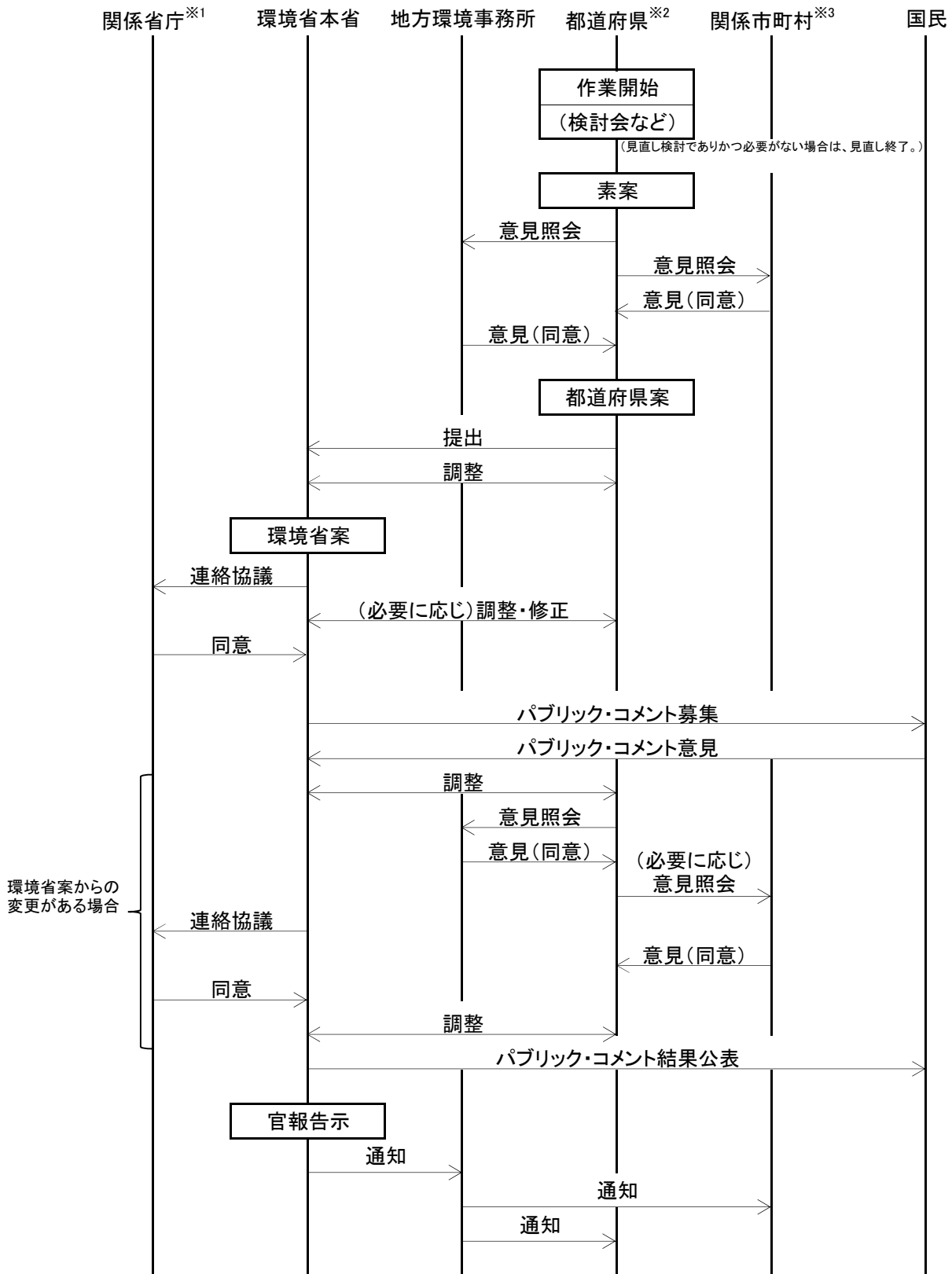


国立公園特別地域内において捕獲等を規制する動物の指定に関する作業手順



※1 農林水産省と文化庁(天然記念物を含む場合に限り)に協議
※2 都道府県による素案の作成にあつては、関係部局との事前調整を前提とする
※3 自然公園所管部局及び教育委員会等(天然記念物を含む場合に限り)を想定